

部会及びワーキンググループ委員の構成及び任期について

令和6年8月9日 14:30～16:30

大阪府立労働センター 6階606号室

部会及びワーキンググループ委員の任期の整理について

- 部会及びワーキンググループ委員の任期は、各運営要綱により右記表のとおり規定し、運用。
- 委員によって初回の委嘱日が異なる関係上、各委員の任期の始期と終期が揃っておらず、年度途中で任期が満了となる委員も多い。
- 1年を通して議論を行う中、年度途中で委員の任期が満了となることは適切でないことや、事務手続きが複雑となっている状況を踏まえ、委員任期を2年以内とし、任期の終期を年度末とするよう運用を変更する。
- 任期の始期については、人事異動等による後任者の着任日が一律でないことも想定されるため、統一は行わない。

委員数と任期	部会	こどもワーキンググループ	成人ワーキンググループ
委員の数(規定)	20人以内	15人以内	15人以内
委員の数(現在)	18人	13人	11人
委員の任期(規定)	2年(※)	2年(※)	2年(※)

(※)ただし、補欠の部会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【関係規定】

・部会:発達障がい児者支援体制整備検討部会運営要綱 第3条
・ワーキンググループ

発達障がい児者支援体制整備検討部会こどもワーキンググループ運営要綱 第3条

発達障がい児者支援体制整備検討部会成人ワーキンググループ運営要綱 第3条

ワーキンググループ委員の構成について

- ワーキンググループにおける議論をより深化させるため、下記のような所属の方を委員とすることを検討。

- ・市町村職員（母子保健、子育て支援、障がい児支援等）
- ・児童発達支援センター職員
- ・基幹相談支援センター職員
- ・教育関係者 等

- 上記の委員が追加となる場合、ワーキンググループの性質や予算との調整の関係上、こどもワーキンググループについては現在の委員数を2名減らすことを検討。

（変更案）発達支援拠点の代表者各1名計6名を、発達支援拠点の受託法人の代表者各1名計4名とする。

- 手続きに関する規定
「ワーキンググループに属する委員等は、部会長が指名する。」
（発達障がい児者支援体制整備検討部会運営要綱第6条第3項）